

○消防庁告示第十六号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表			改正後			別表			改正前		
省令別表 第一に掲 げる救 器具	区分	品名	必要個数	性能等		省令別表 第一に掲 げる救 器具	区分	品名	必要個数	性能等	
		かぎ付はしご	一					かぎ付はしご	一		
		三連はしご	一					三連はしご	一		
		金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	一					金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	一		
		空気式救助マット	一					空気式救助マット	一		
		救命索発射銃	一	到達距離六十メートル以上				救命索発射銃	一	到達距離六十メートル以上	
		サバイバースリング又は救助用縛帯	一					サバイバースリング又は救助用縛帯	一		
		平担架	一	吊上（下）げ可能なもの				平担架	一	吊上（下）げ可能なもの	
		ロープ	二	一卷二百メートルを適宜切断				ロープ	二	一卷二百メートルを適宜切断	
		カラビナ	二十					カラビナ	二十		
		滑車	五					滑車	五		
		都市型ロープレスキュー器具一式※	五					油圧ジャッキ	一	揚力百キロニュートン以上	
		油圧ジャッキ	一	揚力百キロニュートン以上				油圧スプレッダー	一	展開力十キロニュートン以上	
		油圧スプレッダー	一	展開力十キロニュートン以上				可搬ウインチ	一	牽引能力十五キロニュートン以上	
		可搬ウインチ	一	牽引能力十五キロニュートン以上				ワイヤロープ	二		
		ワイヤロープ	二					マンホール救助器具	一	常用荷重〇・二トン以上	
		マンホール救助器具	一	常用荷重〇・二トン以上				救助用簡易起重機※	一	中心開口部切断力五十キロニュートン以上	
		救助用簡易起重機※	一	中心開口部切断力五十キロニュートン以上				油圧切断機	一	金属、非金属切断可能なもの	
		油圧切断機	一	金属、非金属切断可能なもの				エンジンカッター	一		
		エンジンカッター	一					ガス熔断器	一		
		ガス熔断器	一					チェーンソー	一		
		チェーンソー	一					鉄線カッター	一		
			一					万能斧	二		

鉄線カッター	一	
万能斧	二	
ハンマー	一	
携帯用コンクリート破壊器具	一	
生物剤検知器※※※	一	
化学剤検知器※※※	一	
可燃性ガス測定器	一	
有毒ガス測定器※※	一	
酸素濃度測定器※※	一	
放射線測定器※※	一	
空気呼吸器（予備ポンベを含む。）	五	予備ポンベは、五とする。
空気補充用ポンベ※	一	
革手袋	五	
耐電手袋	五	七千ボルト電路で使用する可能なもの
墜落制止用器具	五	
防塵メガネ	五	
携帯警報器	五	
防毒マスク	五	
化学防護服※※	二	
陽圧式化学防護服※※	五	
耐熱服※	二	
放射線防護服（個人用線量計を含む。）※	二	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
簡易画像探索機※※	一	
除染シャワー※※	一	
除染剤散布器※※	二	
潜水器具一式※	五	
流水救助器具一式※	五	
救命胴衣※	五	

ハンマー	一	
携帯用コンクリート破壊器具	一	
生物剤検知器※※※	一	
化学剤検知器※※※	一	
可燃性ガス測定器	一	
有毒ガス測定器※※	一	
酸素濃度測定器※※	一	
放射線測定器※※	五	予備ポンベは、五とする。
空気呼吸器（予備ポンベを含む。）	一	
空気補充用ポンベ※	五	
革手袋	五	
耐電手袋	五	七千ボルト電路で使用する可能なもの
安全帯	五	
防塵メガネ	五	
携帯警報器	五	
防毒マスク	五	
化学防護服※※	二	
陽圧式化学防護服※※	二	
耐熱服※	二	
放射線防護服（個人用線量計を含む。）※	二	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
簡易画像探索機※※	一	
除染シャワー※※	一	
除染剤散布器※※	二	
潜水器具一式※	五	
流水救助器具一式※	五	
救命胴衣※	五	
水中投光器※	五	
救命浮環※	十	
浮標※	一	

備考 表中の「」の記載は注記である。	【備考 略】	省令別表 第三に掲げる救助器具										ハンマドリル	一	
		省令別表 第三に掲げる救助器具										酸素呼吸器（予備ポンベを含む。）	五	予備ポンベは、五とする。
		省令別表 第三に掲げる救助器具										簡易呼吸器	二	
		省令別表 第三に掲げる救助器具										防塵マスク	五	
		省令別表 第三に掲げる救助器具										送排風機	一	
		省令別表 第三に掲げる救助器具										エアラインマスク※	一	
		省令別表 第三に掲げる救助器具										耐電衣	二	七千ボルト電路で使用する可能なもの
		省令別表 第三に掲げる救助器具										耐電ズボン	二	七千ボルト電路で使用する可能なもの
		省令別表 第三に掲げる救助器具										耐電長靴	二	七千ボルト電路で使用する可能なもの
		省令別表 第三に掲げる救助器具										特殊ヘルメット※	二	七千ボルト電路で使用する可能なもの
省令別表 第三に掲げる救助器具										緩降機	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										発電機	一	一・二キロワット／百ボルト以上のもの		
省令別表 第三に掲げる救助器具										画像探索機	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										地中音響探知機	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										熱画像直視装置	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										夜間用暗視装置	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										地震警報器	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										電磁波探査装置※※※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										二酸化炭素探査装置※※※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										水中探査装置※※※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										検知型遠隔探査装置※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										ハンマドリル	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										酸素呼吸器（予備ポンベを含む。）	五	予備ポンベは、五とする。		
省令別表 第三に掲げる救助器具										簡易呼吸器	二			
省令別表 第三に掲げる救助器具										防塵マスク	五			
省令別表 第三に掲げる救助器具										送排風機	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										エアラインマスク※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										耐電衣	二	七千ボルト電路で使用する可能なもの		
省令別表 第三に掲げる救助器具										耐電ズボン	二	七千ボルト電路で使用する可能なもの		
省令別表 第三に掲げる救助器具										耐電長靴	二	七千ボルト電路で使用する可能なもの		
省令別表 第三に掲げる救助器具										特殊ヘルメット※	二	七千ボルト電路で使用する可能なもの		
省令別表 第三に掲げる救助器具										緩降機	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										ロープ登降機	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										救助用降下機※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										発電機	一	一・二キロワット／百ボルト以上のもの		
省令別表 第三に掲げる救助器具										画像探索機	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										地中音響探知機	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										熱画像直視装置	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										夜間用暗視装置	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										地震警報器	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										電磁波探査装置※※※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										二酸化炭素探査装置※※※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										水中探査装置※※※	一			
省令別表 第三に掲げる救助器具										検知型遠隔探査装置※	一			

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。